

寒川町次期総合計画策定の方向性

1 寒川町における総合計画の経緯と取りまく状況

(1) 総合計画の経緯

寒川町の総合計画は、本町の地域特性を生かして、魅力あるまちづくりを進めるため総合的、計画的な行政運営の指針としての役割を持つものです。

本町では、昭和 45 年（1970 年）に最初の総合計画を策定してから平成 8 年度策定の「寒川町総合計画」まで通算 4 回にわたり総合計画を策定し、それぞれの時代背景や町の現状を踏まえて計画的なまちづくりを進めてきました。また、社会経済環境の著しい変化や、少子高齢化の進行、環境問題の拡大、高度情報化社会の到来など、様々な課題に対応する必要があることから、平成 14 年度には、平成 32 年度までの新たな長期ビジョンとして総合計画「さむかわ 2020 プラン」を策定し、取り組みを進めてきました。

【寒川町の総合計画】

計画名	計画期間
寒川町総合計画	昭和 45 年度～昭和 52 年度
第 2 次寒川町総合計画	昭和 53 年度～昭和 60 年度
第 3 次寒川町総合計画	昭和 61 年度～平成 7 年度
第 4 次寒川町総合計画	平成 8 年度～平成 17 年度
寒川町総合計画「さむかわ 2020 プラン」	平成 14 年度～平成 32 年度

(2) 取りまく状況

これまでの総合計画については、地方自治法第 2 条第 4 項において、「市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない。」とされてきました。しかしながら、住民に身近な行政に関する企画・決定・実施を、一貫して、できる限り地方自治体にゆだねることを基本として国と地方の役割分担を徹底して見直す中で、平成 23 年 8 月 1 日施行の地方自治法の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 35 号）により、基本構想の法的な策定義務が廃止されました。そのため、総合計画の必要性、位置付けの必要性、議決の必要性について、市町村自らが計画策定の可否を意思決定する必要性が生じました。そして、町政運営全体が恣意的で計画性のないものとならないようにするために、改めて総合計画の位置付けとその内容を見直し、町政全般を統制する計画を策定することとなりました。

2 次期総合計画策定にあたっての基本的な考え方

(1) 町民との協働による計画策定

次期総合計画の策定にあたっては、自治基本条例の理念である町民と町との協働の考え方のもとに、町民一人ひとりが寒川町に対する誇りと愛着、また、自治の担い手としての責任を持つことが

できるよう、計画の策定段階から、より多くの町民が参画出来るよう努め、町民と町が連携した計画づくりを進めて行くこととします。また、全ての職員が責任をもって総合計画を策定し、推進していくための体制を構築します。

【寒川町自治基本条例前文】

「私たちのまち寒川は、相模川のほとり水と緑に恵まれた自然と寒川神社を始めとする歴史と伝統に育まれた文化の薫るまちです。また、相模湾に近く、湘南地域の一角を占めています。こうした自然環境や地理的条件のもとで、産業基盤の充実したまち、生活環境の整備されたまちとして発展してきました。

今、地域のことは地域で決めるという新たな地方分権の時代の到来によって、より個性的で魅力あるまちづくりが求められています。

そして、そのためには、私たち町民と町が、自治の担い手としてそれぞれの責任を果たしながら、連携し協働してまちづくりを進めていく必要があります。

ここに、私たちは、自治の基本理念とまちづくりの指針を掲げ、町民一人ひとりが寒川に住んでよかったといえる、活力と豊かさのある寒川町を実現するため、町民及び町の役割を明らかにし、寒川町の自治の基本を定める最高規範として寒川町自治基本条例を制定します。」

(2) より効率的・効果的で実効性のある計画策定

人口減少、少子高齢化の進展等、町政を取り巻く社会環境が大きく変化する一方で、町民ニーズや公共施設の更新等をはじめとする行政課題が多様化・複雑化していることから、限られた行政資源を最大限に活用し、メリハリのある行政運営を推進していくことが求められています。そのため、現在の寒川町における課題を整理し、「さむかわ 2020 プラン」の計画体系を整理し直したうえで、より効率的・効果的な計画体系に再構築します。また、限られた資源を有効に活用するため、行政評価手法の見直しを行うとともに、行政サービス改革に係る取り組みを一体的に推進します。より実効性のある計画推進にあたっては、現在の組織体制を見直し、各施策のマネジメントを的確に行える体制の構築を目指します。

① 各個別計画の整理

各所管部課で管理する個別計画（行政計画）について、次期総合計画との関係性を整理し、集約することで、全庁的に統一された計画行政を推進します。

② 適正確実な進行管理手法の確立

次期総合計画に定める目標達成に向けた取り組みを着実に推進するために、これまでに、実施してきた施策評価、事務事業評価等の手法をブラッシュアップし、適正確実な進行管理を行うための体制を構築します。

3 次期総合計画の構成及び期間

(1) 構成

次期総合計画策定にあたっての基本的な考え方に基づき、「さむかわ 2020 プラン」の計画体系（構成）を再構築し、最適な構成による計画体系を構築します。なお、構築にあたっては、様々な視点からの検証をより幅広に行い、平成 31 年 3 月までに決定する予定です。

(2) 期間

計画の構成とあわせて、これまでの総合計画における計画期間を勘案しながら現時点で最適な計画期間を設定します。なお、計画期間の設定にあたっては、様々な視点からの検証をより幅広に行い、平成 31 年 3 月までに決定する予定です。

(3) 構成及び期間の検討について

寒川町の総合計画は、寒川町全体のあるべき姿やまちづくりの方向性を中長期的に表したもので、全職員が責任をもって町民と共有すべきものです。したがって、次期総合計画の策定にあたっては、策定段階から全庁的な議論を行い、職員全員体制で取り組むことが重要となります。このことから、次期総合計画の構成及び期間については、その理念や目指すべき方向性についての議論と合わせて、庁内検討組織を中心とした職員全員体制での検討により、進めていくこととします。

4 策定のための体制

(1) 総合計画審議会

寒川町総合計画審議会条例の規定により、16 人以内の外部委員で構成される審議会です。総合計画の策定及び実施に関する基本的な事項について、町長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告又は建議します。

(2) 総合計画策定等委員会

寒川町総合計画策定等委員会設置要綱の規定により、総合計画の策定及び見直しを行うために設置される内部審議会です。副町長、教育長以下、全部長級職員により構成されます。

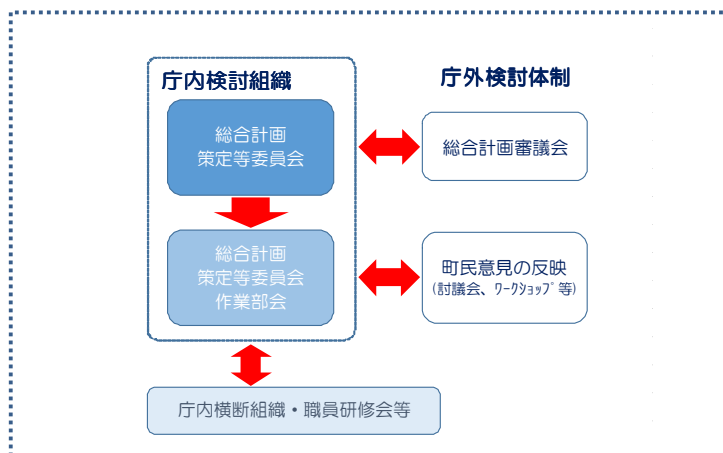
(3) 総合計画策定等委員会作業部会

寒川町総合計画策定等委員会設置要綱第 6 条第 1 項の規定により、総合計画の策定及び見直しに関する調査・検討を行うため設置される会議体です。企画部長、企画政策課長以下、全課長級職員により構成されます。

(4) その他住民参画のための体制

従来のパブリックコメントや町民説明会、ワークショップ等のほかに、町民が次期総合計画の策定に主体的に参画できる体制について、先進事例等を参考にしながら研究します。次期総合計画では、町民の主体的な参画を促進し、幅広い意見のもとに策定することで、町民の寒川町への愛着と誇りの醸成を目指します。

【策定のための体制】

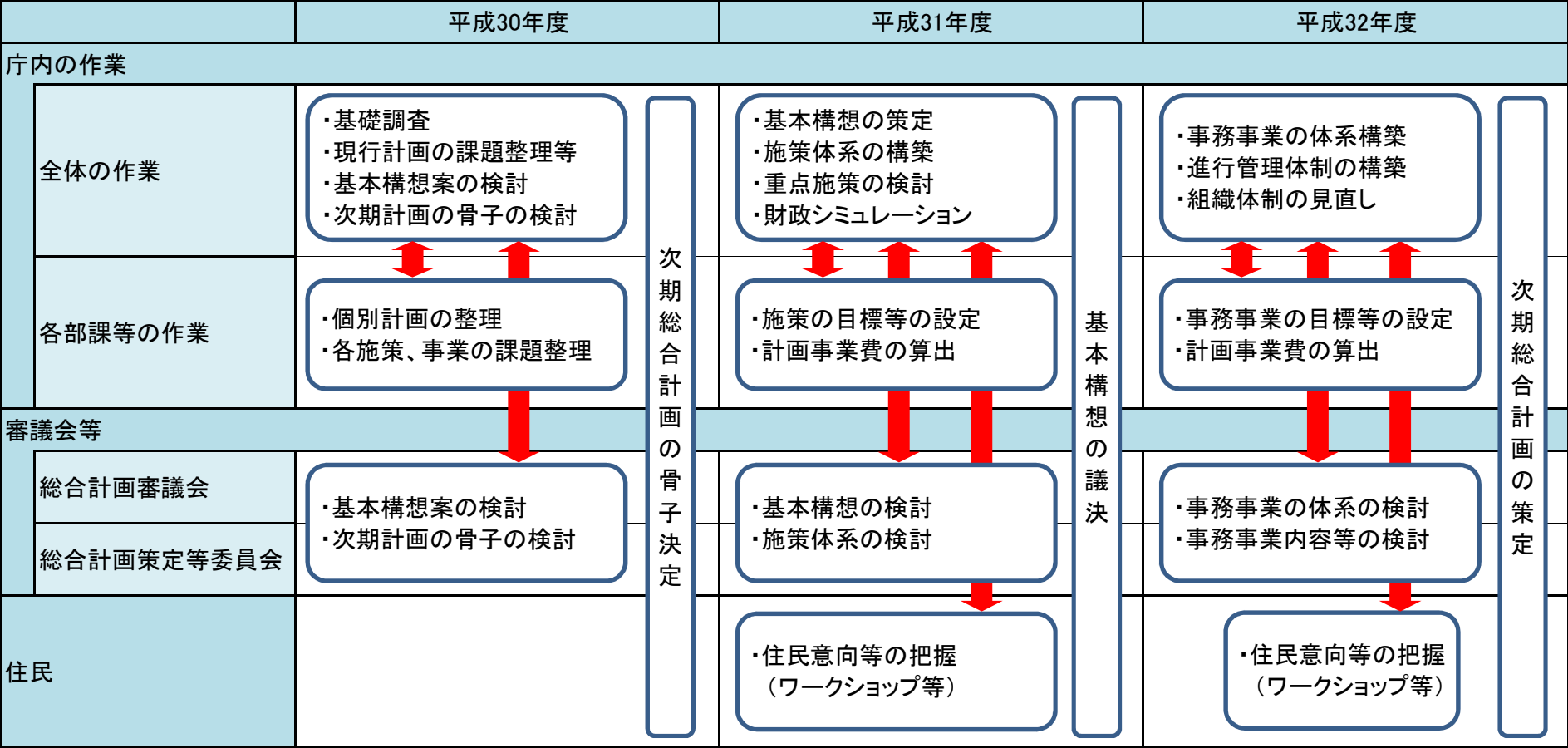


※その他、必要に応じて庁内横断的に議論や意見照会を行えるような検討体制、仕組み等を構築します。

5 スケジュール

「寒川町次期総合計画策定スケジュール」のとおり

寒川町次期総合計画策定スケジュール(案)



※このスケジュールは現時点案です。平成31年度・32年度のスケジュールについては30年度末に決定予定の骨子(構成)により、変動があります。